

平成24年度「護衛艦」技術資料募集要領

艦艇調達に係る競争入札への参加を希望する者は、下記に基づき技術資料を提出して下さい。

支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部長
高 嶋 巖

記

1 調達する艦艇の概要

平成22年度護衛艦と同型艦(別紙参照)

2 公募に応募できる者の条件

公募に応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」のA等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 装備施設本部の「入札及び契約心得」及び製造請負契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
- (4) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 当該艦艇は、22DDHの2番艦で「ひゅうが」型護衛艦(16DDH、18DDH)の性能向上型であり、航空機の運用機数の増加に伴い船体が大型化し、指揮中枢能力及び航空機運用能力を向上させた護衛艦である。ヘリコプター多数機の運用機能を確保するほか、高機能の情報通信・指揮システム、魚雷防御装置、対艦ミサイル防御装置等の新システムを期間内に統合して建造する必要があることから、これらを満足する建造能力を有すること。
- (6) 当該艦艇の建造に必要な次の設備を有すること(予定を含む)。
 - ア 船台、ソーナーピット付きドック、クレーン
 - イ ギ装岸壁(大容量電力、特定周波数電源等の設備を含む)。
 - ウ 関係工場(船殻、機関、電気、武器等)

エ 資材倉庫（官給品保管庫を含む。）

オ 特別防衛秘密、防衛秘密及び秘密に属する文書、図画及び物件を保管でき、装備施設本部の確認を得ている（予定を含む。）設備

(7) 当該艦艇の建造に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させることができること。

ア 管理：安全、工程、品質、重量、保全等に関する管理能力を有していること。

イ 設計：防衛省船舶設計基準、自衛艦工作基準、防衛省規格等に精通し、搭載装備品（武装を含む。）の運用について、十分理解した上で詳細設計ができること。

ウ 工作：自衛艦工作基準に基づき工作できること。

(8) 特別防衛秘密、防衛秘密及び秘密に従事する関係者に、特別防衛秘密、防衛秘密の保護並びに秘密の保全上支障がないことを装備施設本部が確認した者を充てることのできることを。

3 技術資料の提出

(1) 本競争に参加を希望する者は、別記様式の「契約希望申請書」により応募するものとし、併せて次の項目について自らの能力を証明するための事項を具体的に記入した資料（以下「技術資料」という。）を作成し、装備施設本部に提出しなければならない。

ア 建造設備

イ 建造技術（建造体制、建造工程、配員計画）

ウ 品質管理体制

エ 当該艦艇建造に係る技術的課題の理解度

オ 原価低減対策

カ 艦艇建造要員の養成

キ 技術提携等の状況

ク 他艦艇競争契約の参加状況

ケ 建造実績（参考）

(2) 技術資料は「技術資料作成要領」に基づき作成し、14部（部数を指定したものは当該部数）を提出期限までに提出先まで持参又は郵送するものとする。

ただし、前(1)のエについては、仕様書等の確定に伴い項目を追加する場合は、追加分の提出期限等を別途指示する。

(3) 技術資料作成基準日 平成24年4月1日（日）現在とする。

(4) 提出先 〒162-8860 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省装備施設本部艦船課調達第2班

(5) 提出期限 平成24年5月21日（月）

(6) 提出時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までの間を除く。

4 技術資料作成要領の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 期間 平成24年4月11日（水）から平成24年4月25日（水）までの土曜

日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

- (2) 場所 3の(4)に同じ。
- (3) 方法 手渡し

5 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、提出した当該資料について、装備施設本部に設置された艦艇技術審査会の求めに応じて説明するものとする。
 - ア 日時及び場所 5月下旬を予定。(後日協議の上、通知する。)
 - イ 説明資料 説明資料は提出された資料とその内容を補足するものに限定するものとし、技術資料に追加するものであってはならない。
- (2) 提出された技術資料により、2の(5)から(8)の条件への適合性を検討し、艦艇の建造能力の有無を評価する。

6 指名等の通知

- (1) 技術資料を提出した者のうち、建造能力があり競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名等の通知を、競争に参加させることが適当でないと考えられた者に対しては非指名の通知を行う。
- (2) 指名等の通知は手渡し又は郵送により行う。
- (3) 通知予定日 決定次第速やかに通知する。

7 指名されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名されなかった者は、支出負担行為担当官に対して指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）について、以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 非指名通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内
 - イ 提出場所 3の(4)に同じ。
 - ウ その他 書面は持参又は郵送するものとする。
- (2) 支出負担行為担当官は、非指名理由について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し、書面は手渡し又は郵送により行う。

8 再苦情の申立て

- (1) 7の(2)の非指名理由の説明に不服がある者は、非指名理由に係る書面を手渡し又は郵送した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) (1)の申立てについては、艦艇技術審査会において審議を行う。
- (3) (1)の申立ての受付窓口及び受付時間

ア 窓口 3の(4)に同じ。

イ 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ その他 書面は持参又は郵送するものとする。

(4) (1)の申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 3の(4)に同じ。

9 技術資料の提出に当たっての留意事項

(1) 技術資料に虚偽の記載をした者は、本競争に参加させないとともに、他の艦艇に係る競争にも参加させないことがある。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された技術資料は、返却しない。

(4) 提出された技術資料は、提出者に無断で他の目的で使用しない。

(5) 他の艦艇の建造についても競争に参加を希望する場合には、提出する技術資料の表紙にその意思を表記すること。

(6) 原則として提出期限以降における技術資料の差替え及び再提出は認めない。ただし、技術審査の必要から追加資料を求めることがある。

(7) 技術資料に図面等を添付する場合は、同型艦の仕様書等で公開しているものを除き、自社製作図面以外の図面は使用しないこと。

また、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

(8) 技術資料に記載した内容については、仕様書で確実な実施を求める。また、必要に応じて誓約書を提出させる場合がある。

10 応募者の義務等

(1) 応募者で契約相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したものを全て返却しなければならない。

(2) 応募者は、貸出した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、不必要に複写、第三者に開示・漏洩してはならない。

11 その他の注意事項

別紙の品目については、海上幕僚監部による調達予定を基に作成しているため、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、今後、追加又は削除を行うことがある。

別記様式

契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

殿

所在地

会社名

代表者名

印

当社は、装備施設本部公示第 号（平成 年 月 日）に基づく、下記の艦艇について、受注態勢が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

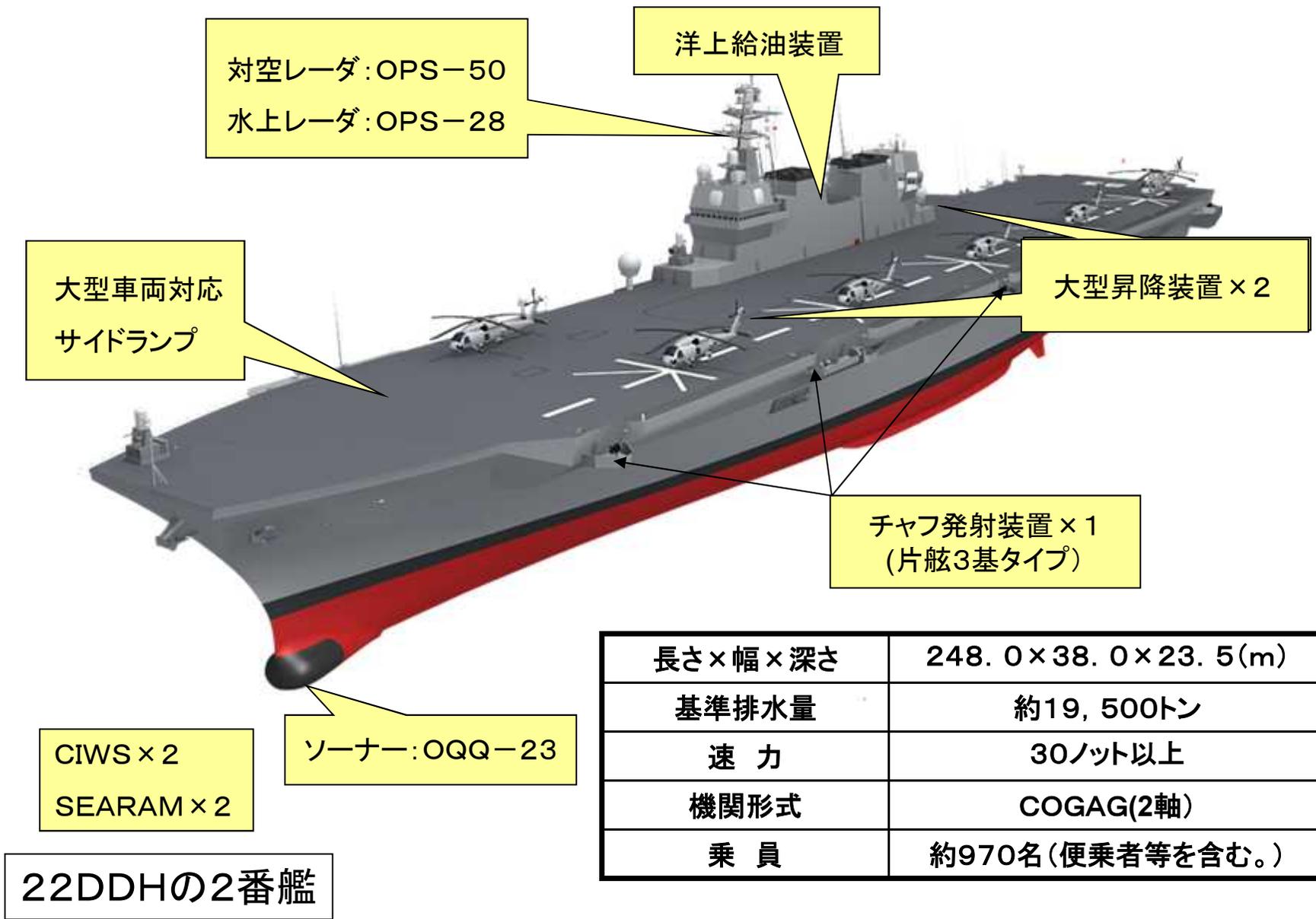
記

品 名	隻数
平成24年度護衛艦	1隻

添付書類：技術資料

24DDHの概要図

別紙



長さ×幅×深さ	248.0×38.0×23.5(m)
基準排水量	約19,500トン
速力	30ノット以上
機関形式	COGAG(2軸)
乗員	約970名(便乗者等を含む。)

22DDHの2番艦